

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の 改正意匠法の条文ずれへの対応について

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類につきましては、改正民法に対応した改正を行ない、先般より販売を開始いたしましたが、今般、下記のとおり改正意匠法にかかる条文に訂正が生じました。

つきましては、同封されている契約約款の該当条文を、以下のとおり修正のうえご使用いただきますようお願いいたします。

【訂正内容について】

<四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款>

第10条の2 [意匠権の利用等]

委託者及び受託者は、設計業務において、自ら又は第三者の登録意匠（意匠法第2条第4項 第3項）を利用する場合、意匠権の取扱いについて協議しなければならない。

【契約約款の使用にあたっての対応】

以下に、契約約款の使用にあたっての対応方法について2通りの例をご案内します。必ずしもこの例に倣う必要はありませんので、参考としてください。

①契約約款の本文を見消しで修正する方法

契約約款の該当部分について、直接、見消しで修正します。

この場合、一般的に委託者及び受託者双方の訂正印が必要となります。

②契約書の特約事項の欄に、条文ずれについて記載する方法

以下の文例を参考に、契約書の特約事項の欄に条文ずれについて記載します。

本契約約款第10条の2中「意匠法第2条第4項」とあるのは「意匠法第2条第3項」と読み替えるものとする。